

市議会定例会付議事件表（その2）

- | | |
|--------|--|
| 第42号議案 | 大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（1） |
| 第43号議案 | 工事請負契約の締結について（大村市新ごみ処理施設整備・
運営事業建設工事）……………（3） |
| 第44号議案 | 工事請負契約の締結について（三城小学校校舎及び付帯施
設解体工事）……………（4） |

第42号議案

大村市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

大村市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大村市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の大村市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた大村市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和8年3月4日提出

大村市長 園田裕史

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、補償基礎額を改定するため、この条例案を提出するものである。

第43号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 大村市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事
- 2 契約の方法 総合評価一般競争入札
- 3 契約金額 22,798,325,000円
- 4 契約の相手方 荏原・安藤ハザマ・上滝特定建設工事共同企業体
代表者 福岡県福岡市博多区美野島1丁目2番8号
荏原環境プラント株式会社 九州支店
支店長 濱田 智一
- 5 竣工期限 令和12年6月30日

令和8年3月4日提出

大村市長 園 田 裕 史

第44号議案

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 工 事 名 三城小学校校舎及び付帯施設解体工事
- 2 契約の方法 条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 214,860,800円
- 4 契約の相手方 エムケン・木下工業特定建設工事共同企業体
代表者 大村市今村町495番地
株式会社エムケン
代表取締役 村崎 高平
- 5 竣工期限 令和9年1月11日

令和8年3月4日提出

大村市長 園 田 裕 史